

## 町田駅周辺交通基盤・公共空間等検討委員会設置要綱

### 第1 設置

（仮称）町田駅周辺交通基盤・公共空間等整備方針の策定に関し、関係者等の意見を聴取するため、町田駅周辺交通基盤・公共空間等検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### 第2 役割

委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- （1）（仮称）町田駅周辺交通基盤・公共空間等整備方針の策定に関すること。
- （2）前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

### 第3 組織

- 1 委員会は、委員11人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
  - （1）学識経験を有する者 4人以内
  - （2）東日本旅客鉄道株式会社の代表 1人
  - （3）小田急電鉄株式会社の代表 1人
  - （4）関係行政機関の職員 5人以内

### 第4 委員の任期

委員の任期は、委員会が第2の規定による報告をしたときまでとする。

### 第5 委員長等

- 1 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### 第6 会議

- 1 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求める

ことができる。

## 第7 庶務

委員会の庶務は、都市づくり部都市政策課において処理する。

## 第8 委任

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、2025年2月1日から施行する。
- 2 この要綱は、2027年3月31日限り、その効力を失う。